

27相振第1846号

平成27年10月9日

株式会社フクシマエコテック 代表取締役 様

福島県相双地方振興局長



平成27年度廃棄物関係分析調査結果について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の規定に基づき、下記により実施したこのことについては、別紙のとおり法令等に定める基準に適合しています。

つきましては、今後とも関係法令の規定を遵守し、当該産業廃棄物処理施設の維持管理を適正に行ってください。

記

1 調査対象施設及び検体の種類

産業廃棄物管理型最終処分場 放流水及び周縁地下水（下流）

2 試料採取年月日

平成27年8月26日

3 適用される基準

(1) 放流水

ア 省令基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第2条第2項第3号において準用する同省令第1条第2項第14号イに定める管理型最終処分場の浸出液処理設備からの放流水に係る排水基準

イ 条例基準

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年福島県規則第75号）第24条に定める排水指定事業場に係る排水基準

ウ 要綱基準

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成2年福島県告示第338号）第20条に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準で定める管理型最終処分場の浸出液処理設備からの放流水に係る排水基準

(2) 周縁地下水

ア 省令基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第2条第2項第3号において準用する同省令第1条第2項第11号に定める管理型最終処分場の周縁の地下水に係る基準

イ 地下水環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）第1に定める地下水環境基準

（事務担当 県民環境部 環境課 技師 小野 電話 0244-26-1237）

検体名		株式会社フクシマエコテック		省令基準 <sup>※1</sup>	条例基準 <sup>※2</sup>	要綱基準 <sup>※3</sup>	測定方法
		産業廃棄物管理型最終処分場					
検体採取年月日		平成27年8月26日					
検体採取年月日		平成27年8月26日					
1	水素イオン濃度	—	7.6	海域以外:5.8~8.6 海域:5.0~9.0	海域以外:5.8~8.6 海域:5.0~9.0	海域以外:5.8~8.6 海域:5.0~9.0	環告第64号
2	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	<0.5	60 <sup>※4</sup>	40(日間平均 30) <sup>※4</sup>	25(日間平均 20) <sup>※4</sup>	環告第64号
3	化学的酸素要求量	(mg/L)	1.8	90 <sup>※4</sup>	40(日間平均 30) <sup>※4</sup>	25(日間平均 20) <sup>※4</sup>	環告第64号
4	浮遊物質量	(mg/L)	<1	60	70(日間平均 50)	60(日間平均 50)	環告第64号
5	大腸菌群数	(個/cm <sup>2</sup> )	2	日間平均 3,000	3,000	日間平均 3,000	環告第64号
6	がら及びその化合物	(mg/L)	<0.005	0.1	0.03	0.1	環告第64号
7	シアン化合物	(mg/L)	<0.1	1	0.5	0.5	環告第64号
8	有機燐化合物	(mg/L)	<0.1	1	1	1	環告第64号
9	鉛及びその化合物	(mg/L)	<0.05	0.1	0.1	0.1	環告第64号
10	六価クロム化合物	(mg/L)	<0.02	0.5	0.2	0.2	環告第64号
11	砒素及びその化合物	(mg/L)	<0.01	0.1	0.1	0.1	環告第64号
12	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	<0.0005	0.005	0.005	0.005	環告第64号
13	アルキル水銀化合物	(mg/L)	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	環告第64号
14	PCB	(mg/L)	<0.0005	0.003	0.003	0.003	環告第64号
15	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	0.3	0.3	0.3	環告第64号
16	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	0.1	0.1	0.1	環告第64号
17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	3	3	3	環告第64号
18	ジクロロエタン	(mg/L)	<0.002	0.2	0.2	0.2	環告第64号
19	四塩化炭素	(mg/L)	<0.002	0.02	0.02	0.02	環告第64号
20	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.004	0.04	0.04	0.04	環告第64号
21	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.02	1	1	0.2	環告第64号
22	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.04	0.4	0.4	0.4	環告第64号
23	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.006	0.06	0.06	0.06	環告第64号
24	1,3-ジクロロプロパン	(mg/L)	<0.002	0.02	0.02	0.02	環告第64号
25	チウラム	(mg/L)	<0.006	0.06	0.06	0.06	環告第64号
26	シマジン	(mg/L)	<0.003	0.03	0.03	0.03	環告第64号
27	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.02	0.2	0.2	0.2	環告第64号
28	ベンゼン	(mg/L)	<0.01	0.1	0.1	0.1	環告第64号
29	セレン及びその化合物	(mg/L)	<0.01	0.1	0.1	0.1	環告第64号
30	ふっ素及びその化合物	(mg/L)	4.3	海域以外:当分の間 15 海域:15	海域以外:8 海域かつ平均排水量/日 が30m <sup>3</sup> 以上:10 海域かつ平均排水量/日 が30m <sup>3</sup> 未満:15	10	環告第64号
31	ほう素及びその化合物	(mg/L)	6.1	海域以外:当分の間 50 海域:当分の間 230	海域以外:10 海域:230	—	環告第64号
32	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	<2	当分の間 200	100	—	環告第64号
33	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.05	0.5	0.5	—	環告第64号
34	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	5(鉱油類) 30(動植物油脂類)	1(鉱油類) 10(動植物油脂類)	1(鉱油類) 10(動植物油脂類)	環告第64号
35	フェノール類含有量	(mg/L)	<0.01	5	1	1	環告第64号
36	銅含有量	(mg/L)	<0.01	3	2	1	環告第64号
37	亜鉛含有量	(mg/L)	0.01	2	2	2	環告第64号
38	溶解性鉄含有量	(mg/L)	<0.1	10	10	10	環告第64号
39	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0.28	10	10	10	環告第64号
40	クロム含有量	(mg/L)	<0.05	2	2	2	環告第64号
41	窒素含有量	(mg/L)	3.0	120(日間平均 60) <sup>※5</sup>	120(日間平均 60)	120(日間平均 60)	環告第64号
42	燐含有量	(mg/L)	0.02	16(日間平均 8) <sup>※6</sup>	16(日間平均 8)	16(日間平均 8)	環告第64号

(備考) 測定方法の「環告第64号」とは、昭和49年9月環境庁告示第64号を示す。

※1 省令基準とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第2条第2項第3号において採用する同省令第1条第2項第14号イに定める管理型最終処分場の浸出液処理設備からの放流水に係る排水基準。

※2 条例基準とは、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成6年福島県規則第75号)第24条に定める排水指定事業場に係る排水基準。

※3 要綱基準とは、福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成2年福島県告示第338号)第20条に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準で定める管理型最終処分場の浸出液処理設備からの放流水に係る排水基準。

※4 BODに係る基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される場合に限り適用し、CODに係る基準は、海域又は湖沼に排出される場合に限り適用する。

※5 省令基準の窒素含有量に係る基準は、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に限り適用する。なお、環境大臣が定める海域とは松川湾が該当し、湖沼については当該管内には該当なし。

※6 省令基準の燐含有量に係る基準は、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に限り適用する。なお、環境大臣が定める海域とは松川湾が該当し、湖沼については当該管内では、高の倉ダム貯水池、鉄山ダム貯水池、横川ダム貯水池(郡山市)、玉野ため池、中富ため池(相馬市)、稲山ため池、坂下ダム貯水池(富岡町、大蔵町)、大杉ダム貯水池(浪江町、小高町)岸村ため池、横村ため池(原町)、岩田ダム貯水池、真野ダム貯水池(原町)がある。

検体名		株式会社フクシマエコテック 産業廃棄物管理型最終処分場		省令基準※1	地下水環境基準※2	測定方法
		地下水				
検査年月日		平成27年8月26日				
1	水素イオン濃度	-	6.9	-	-	JIS K 0102
2	浮遊物質量	(mg/L)	<1	-	-	JIS K 0102
3	カドミウム	(mg/L)	<0.001	0.01	0.003	環告第10号
4	全シアン	(mg/L)	<0.1	検出されないこと	検出されないこと	環告第10号
5	鉛	(mg/L)	<0.005	0.01	0.01	環告第10号
6	六価クロム	(mg/L)	<0.02	0.05	0.05	環告第10号
7	砒素	(mg/L)	<0.005	0.01	0.01	環告第10号
8	総水銀	(mg/L)	<0.0005	0.0005	0.0005	環告第10号
9	アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	環告第10号
10	PCB	(mg/L)	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	環告第10号
11	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	0.03	0.01	環告第10号
12	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	0.01	0.01	環告第10号
13	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	1	1	環告第10号
14	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	0.02	0.02	環告第10号
15	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	0.002	0.002	環告第10号
16	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	0.004	0.004	環告第10号
17	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	0.1	0.1	環告第10号
18	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04	0.04	環告第10号
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	-	-	JIS K 0125
20	トランス-1,2-ジクロロエチ	(mg/L)	<0.002	-	-	JIS K 0125
21	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	0.006	0.006	環告第10号
22	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	0.002	0.002	環告第10号
23	チウラム	(mg/L)	<0.0006	0.006	0.006	環告第10号
24	シマジン	(mg/L)	<0.0003	0.003	0.003	環告第10号
25	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	0.02	0.02	環告第10号
26	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	0.01	0.01	環告第10号
27	セレン	(mg/L)	<0.002	0.01	0.01	環告第10号
28	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	0.05	0.05	環告第10号
29	塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	0.002	0.002	環告第10号
30	電気伝導率	( $\mu$ S/cm)	720	-	-	JIS K 0101
31	塩化物イオン	(mg/L)	13	-	-	JIS K 0101

(備考)測定方法の「環告第10号」とは、平成9年環境庁告示第10号を示す。

※1 省令基準とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第2条第2項第3号において準用する同省令第1条第2項第11号に定める管理型最終処分場の周縁の地下水に係る基準。

※2 地下水環境基準とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)第1に定める基準。